

鉾田市告示第159号

公 示 送 達 書

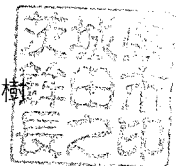
下記の書類は福祉保健部保険年金課に保管してありますから出頭の上、受領してください。

当該書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

地方税法第20条の2及び鉾田市税条例第18条の規定により公示します。

令和8年7月13日

鉾 田 市 長 井 川 茂 樹



送達を受けるべき者の
住（居）所、氏名（名称）

別紙名簿のとおり

送達する書類名

過誤納金還付（充当）通知書

注 意 事 項

地方税法第20条の2第3項の規定により上記の書類を受領しないときには、この公示を始めた日から起算して7日を経過すると、書類の送達があったものとみなされます。